

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための 指針の改定(案)について



内閣府 民間資金等活用事業推進室

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針の改定(案)の概要

地方公共団体におけるPPP/PFI事業の実施状況や優先的検討規程の策定状況等を踏まえ、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針（令和3年改定版。以下「優先的検討指針」という。）について、（1）優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の対象を拡大、（2）分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進及び（3）地域人材の育成、地域産材の活用、地域企業の参画・取引拡大・雇用機会創出など地域経済・社会に対し民間事業者が創出する多様な効果（以下単に「多様な効果」という。）の評価の促進に関する事項を追記するとともに、（4）対象事業の基準を拡充することで、PPP/PFIの更なる推進を図る。

（1）優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の対象を拡大 ⇒本資料の3～6ページ

優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の人口について現状の「10万人以上」を「5万人以上」とすることで、地方公共団体におけるPPP/PFIの更なる導入促進を図る。

（2）分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進 ⇒本資料の7～10ページ

優先的検討の開始時期において分野横断型・広域型PPP/PFIの検討を促進することを追記することで、分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進を図る。

（3）多様な効果の評価の促進 ⇒本資料の11～14ページ

優先的検討における簡易な検討及び詳細な検討の評価基準に多様な効果の評価を促進することを追記することで、PPP/PFIの更なる導入促進を図る。

（4）対象事業の基準の拡充 ⇒本資料の15～18ページ

優先的検討の対象事業の基準が現状「事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業又は単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業」とされているところ、事業規模が当該基準を下回る公共施設整備事業を行う場合に柔軟に設定できるよう修正することで、PPP/PFIの更なる導入促進を図る。

※参考：改定内容とその理由

番号	改定内容	改定する理由
（1）	優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の対象を拡大	・人口10万人未満の地方公共団体におけるPFI事業の増加 ・優先的検討規程を策定している人口10万人未満の地方公共団体の増加
（2）	分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進	・分野横断型・広域型PPP/PFIの形成促進（アクションプラン） ・分野横断型・広域型の案件形成（骨太の方針2024）
（3）	多様な効果の評価の促進	・コストカット型経済からの脱却（アクションプラン）
（4）	対象事業の基準の拡充	・コストカット型経済からの脱却（アクションプラン） ・スモールコンセッションの普及・促進（骨太の方針2024）

前回の指針発出以降の取組と現状及び今般の改定の趣旨

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（令和3年6月18日民間資金等活用事業推進会議決定）について、資料3-2のとおり改定を行う。改定の重要なポイントは以下赤字下線部のとおり。

序文に前回の指針発出以降の取組と現状及び今般の改定の趣旨を記載

（略）本指針を令和3年6月18日に改定し、人口10万人以上の地方公共団体において優先的検討規程の策定及び運用が進められているところである。

近年、人口10万人未満の地方公共団体においても、PFI事業数が増加していることや、優先的検討規程を策定している地方公共団体が増加していることを踏まえ、更に幅広い地方公共団体にPPP/PFIの導入を促進するため、人口5万人以上の地方公共団体の優先的検討規程の策定及び運用を促進する。

さらに、「PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）」（令和6年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定。以下「アクションプラン」という。）の改定の主要事項の一つとして「分野横断型・広域型PPP/PFIの形成促進」が打ち出され、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定。以下「骨太の方針2024」という。）においても「民間企業の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築とともに、分野横断型・広域型の案件形成を促進する。」とされたところ、分野横断型PPP/PFI（略）又は広域型PPP/PFI（略）の案件形成を促進するための改定を行う。

あわせて、アクションプランにおいて、PPP/PFIが「社会課題の解決と経済成長を同時に実現し、成長と分配の好循環の実現を生み出すことに貢献するものであることから、新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱としてPPP/PFIを推進していく必要がある。これからのPPP/PFIの推進に当たっては、30年間続いたコストカット型経済から脱却し、「新たな成長型経済」への移行に応じ、行政においては「歳出の効率化」、民間事業者においては「利益の創出」、住民においては「サービスの向上」という視点から推進していく必要がある。」とされたところ、地域人材の育成、地域産材の活用、地域企業の参画・取引拡大・雇用機会創出など地域経済・社会に対し民間事業者が創出する多様な効果（以下単に「多様な効果」という。）の評価を促進するための改定を行う。

また、アクションプランにおけるコストカット型経済からの脱却に係る記載や、骨太の方針2024における「空き家等の既存ストックを活用するスモールコンセッション等の普及を促進する」（略）との記載を踏まえ、対象事業の基準の拡充を行う。

(1)優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の対象の拡大について

現在の指針が発出された令和3年6月時点よりも現在の方が、人口5万人以上20万人未満の地方公共団体におけるPFI事業実施方針の公表件数や優先的検討規程を策定した団体数が増加している。

このため、優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の人口について現状の「10万人以上」を「5万人以上」とすることで、地方公共団体におけるPPP/PFIの更なる導入促進を図る。

○令和6年3月末時点の優先的検討規程の策定状況とPFI事業の実施状況

		団体総数	規程策定済み		PFI事業実施方針の公表	
			団体数	割合	団体数	件数
地方公共団体	人口10万人以上20万人未満の市区	148	83	56.1%	69	114
	人口5万人以上10万人未満の市区町	237	37	15.6%	71	97
	人口1万人以上5万人未満の市町村	692	26	3.8%	111	148
	人口1万人未満の市町村	532	6	1.1%	33	37
	合計	1,609	152	9.4%	284	381

※令和6年度 PPP/PFIの実施状況等に関する調査に基づく集計結果

○令和3年3月末時点の優先的検討規程の策定状況とPFI事業の実施状況

		団体総数	規程策定済み		PFI事業の実施方針の公表	
			団体数	割合	団体数	件数
地方公共団体	人口10万人以上20万人未満の市区	152	22	14.5%	61	96
	人口5万人以上10万人未満の市区町	252	14	5.6%	58	75
	人口1万人以上5万人未満の市町村	682	9	1.3%	76	106
	人口1万人未満の市町村	522	3	0.6%	18	20
	合計	1,608	48	3.0%	213	297

※令和3年度 PPP/PFIの実施状況等に関する調査に基づく集計結果

概要

「優先的検討規程」とは、地方公共団体が公共施設の整備等を行う場合、自ら行う従来型手法に優先して、PPP/PFI手法の導入を検討することを定める規程

この規程の策定と、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI方式で進捗させる過程に対し、内閣府職員及び内閣府が委託して派遣するコンサルタントが助言・指導等して支援

支援内容

■支援対象

優先的検討規程を令和7年度末までに策定予定又は策定済みで運用の改善を図ろうとする地方公共団体

※支援対象の選定では、(1)～(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

- (1) **人口20万人未満の地方公共団体** (2) 優先的検討規程が未策定の地方公共団体
(3) 今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

■具体的な支援事項(例)

○コンサルタントによる資料提供や助言、内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等により、地方公共団体が行う優先的検討規程の策定、あるいは、対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を実際に事業化することを念頭に支援

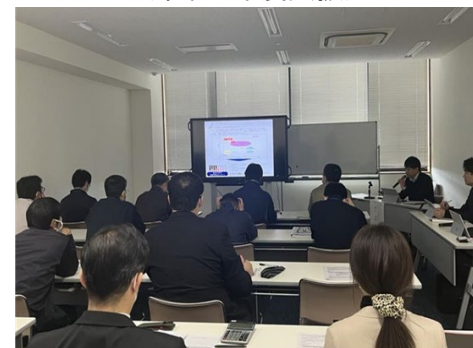
- ・ 優先的検討規程の策定・運用に関する助言
- ・ 他の地方公共団体が策定した優先的検討規程の優良事例に関する情報提供
- ・ 対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴に関する情報提供
- ・ 優先的検討規程策定に関する庁内勉強会等におけるPPP/PFIの基礎知識を始めとした講義対応
- ・ 対象事業の企画から事業者選定までの手順について、シナリオ・手順フロー図を作成するために必要な情報の提供

等

これまでの支援事例



庁内勉強会における講義
西条市(愛媛県)
(令和5年度支援)



庁内勉強会における講義
出水市(鹿児島県)
(令和5年度支援)

(参考)PPP/PFI専門家派遣制度の概要

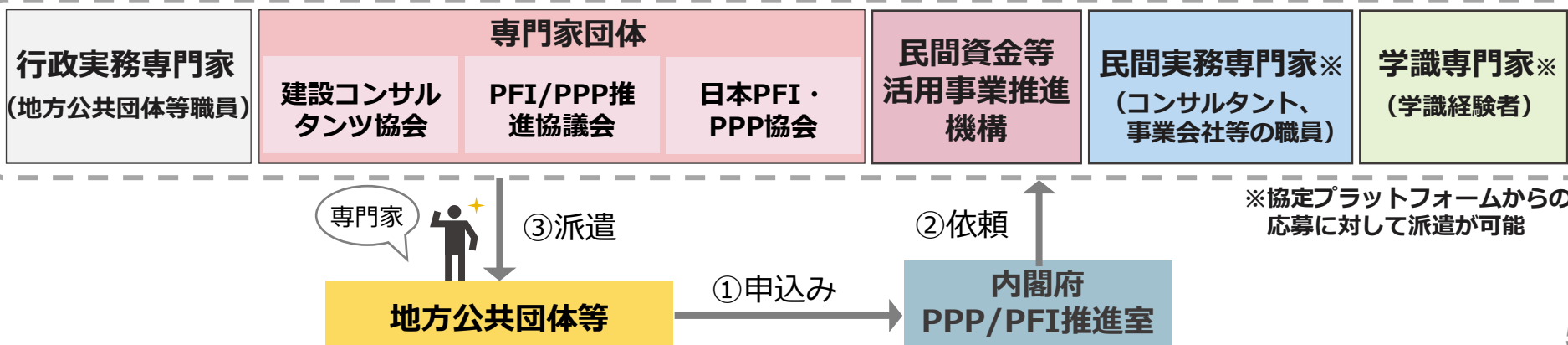
- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。
- 制度運用を開始した平成23年度以降、派遣件数は令和6年度末までに延べ585件。
- 令和7年度より、内閣府及び国土交通省と協定を結んでいる地域プラットフォーム（以下「協定プラットフォーム」という。）事務局からの依頼に対して派遣できる専門家を拡充。

【制度の概要】

- 地方公共団体等からの依頼内容に応じて適切な専門家を選定し、1回につき半日程度で派遣（内容に応じて複数回の派遣も可能）。
- 通年で申込を受付けており、派遣費用（旅費、謝金）は内閣府が負担。
- 専門家の派遣は、行政実務専門家（地方公共団体等職員）、専門家団体（コンサルタント等）、民間資金等活用事業推進機構の中から選択が可能。協定プラットフォームからの応募の場合、民間実務専門家名簿又は学識専門家名簿に記載された専門家からの選択も可能。
- 専門家は、専門的な立場から、講演、事業手法に関する助言等を実施。

（PPP/PFI事業に係る依頼内容の例）

- ・ 制度概要、事例紹介、事業推進方法等に関する講演
- ・ 事業の案件形成、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会对応、庁内合意形成に関する相談
- ・ 金融、ファイナンスに関する相談
- ・ 地域プラットフォームの形成・運用、**優先的検討規程の策定・運用**に関する相談
- ・ 首長、地方議会の理解促進等を図る取組に関する相談
- ・ 民間提案制度に係る受け入れ体制構築・インセンティブ付与方法・審査方法に関する相談



(1)優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の対象の拡大に関する改定(案)

優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の対象の拡大

2 優先的検討規程の策定等 (第2パラグラフ)

(現在の記載)

また、公共施設等を管理する人口10万人以上の地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、本指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められるほか、これ以外の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましい。

(改定案)

また、公共施設等を管理する人口5万人以上の地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、本指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められるほか、これ以外の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましい。

(2)分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進について

アクションプランや骨太の方針2024における分野横断型・広域型PPP/PFIに関する記載を踏まえて、優先的検討の開始時期において分野横断型・広域型PPP/PFIの検討を促進することを追記することで、分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進を図る。

アクションプラン（抜粋）

1. PPP/PFI推進に当たっての考え方

(2) 推進の方向性

iii) PPP/PFI手法の進化・多様化

単独では事業化が困難な場合であっても、類似施設・共通業務の統合による効率化を図る分野横断PPP/PFI、地方公共団体間の連携による業務の効率化・補完にも資する広域型PPP/PFIの形成の促進が重要である。

骨太の方針2024（抜粋）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(4) 戦略的な社会資本整備

(PPP/PFIの推進)

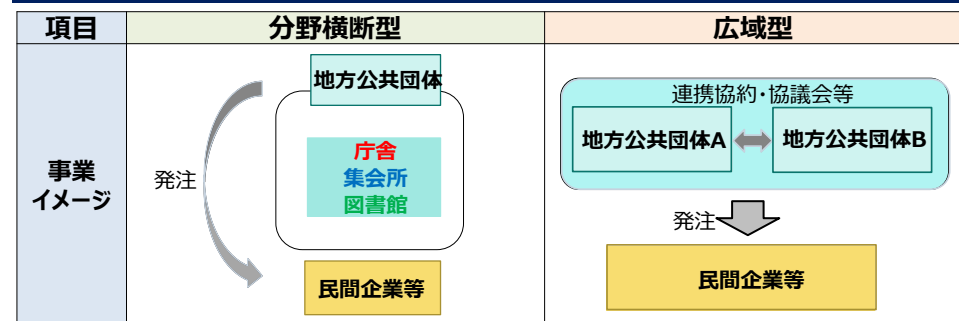
公共サービスを効率的・効果的に提供するPPP/PFIについて、改定アクションプランに掲げる目標を着実に達成することを目指し、取組を更に推進する。ウォーターPPPや空港、スタジアム・アリーナ等の重点分野への事業化支援を継続しつつ、自衛隊施設、国立公園、火葬場のPPP/PFIを推進する。民間企業の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築とともに、分野横断型・広域型の案件形成を促進する。空き家等の既存ストックを活用するスモールコンセッション等の普及を促進するとともに、地域プラットフォームの強化に取り組む。

(参考)分野横断型・広域型のPPP/PFI事業導入の手引の策定(令和7年3月)

- 一層の歳出の効率化、不足する地方公共団体職員の補完、民間事業者の参入促進等の観点から、**分野横断型・広域型のPPP/PFIの形成を促進**するため、本手引を策定。**先行事例から抽出したポイント**をまとめ、今後、**地方公共団体へ横展開を図り**、地方公共団体の担当者が**分野横断型又は広域型のPPP/PFIの事業を推進する契機**とすることを目的とする。

分野横断型・広域型PPP/PFI事業の類型例

本手引の構成



はじめに：背景となる社会環境や分野横断型・広域型のPPP/PFIの必要性 等
第1章：本手引の目的と活用方法・本手引を用いる場面例 等
第2章：分野横断型・広域型事業の基礎情報（類型・事例状況） 等
第3章：課題・目的を踏まえた手法選択の考え方・検討の視点・手法選択フロー例 等
第4章：事業化に向けての留意点・ポイント 等
参考事例集

事業化に向けての留意点・ポイント

分野横断型・広域型PPP/PFIの先行事例紹介

- 分野横断型・広域型それぞれのPPP/PFI事業の**事業化に向けての留意点・ポイント・その対策等**を先行事例の地方公共団体・民間事業者へのヒアリング等により抽出し、**各検討段階において整理**。

- 合計**29団体**(分野横断型15件、広域型14件)への**ヒアリング**を実施し、「**事業目的・得られた効果等**」、「**事業概要**」、「**事業スキーム**」、「**事業化までの経緯・ポイント**」等を紹介。
- 特に**各検討段階における具体的な取組状況**、課題と対応策、**実際の担当者としての苦労した点**などを取り上げるようにしている。



- 分野横断型又は広域型の事業とする**きっかけづくり・合意形成** 等
- **庁内外との調整事項**
- **民間事業者への意向把握** 等
- **事業条件の設定**
- **選定・審査方法**
- **民間事業者との関わり方** 等
- **モニタリング**
- **情報共有体制** 等

＜先行事例における取組内容の一例＞

分野横断型	広域型
- 部署横断タスクフォースの設置 - 事業推進の会議体の設置 - 財務シミュレーションの実施 - 協議会を契機とした協議推進	- 外部意見の反映 - 分野横断の効果の整理 - 県と市の連携・事前相談 - 連絡窓口の一本化 - 横断組織の設置 - 県と市の責任所在の明確化 - モニタリング時の連携体制 - システムの共通化



(2)分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進に関する改定(案)(1/2)

分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進

3 優先的検討の手続

一 優先的検討の開始時期 (第2パラグラフとして追加)

(改定案)

公共施設等の管理者等は、新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に優先的検討を行うものとする。

その際、急速に人口減少が進む中、一層の歳出の効率化、不足する地方公共団体職員の補完を図るため、PPP/PFI事業において民間事業者の参入を促進するには一定の事業規模を確保することが望ましい。これを踏まえ、地方公共団体においては、類似施設・共通業務の統合による効率化を図ること又は地方公共団体間の連携による業務の効率化・補完を図ることが有効であることから、地方公共団体の規模や状況等に一定の差異はあるものの、複数分野又は複数の公共施設等を一括して事業化する分野横断型PPP/PFIや複数の地方公共団体が公共施設等の管理者等となってPPP/PFI事業を実施する広域型PPP/PFIについても優先的検討を行うものとする。

(2)分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進に関する改定(案)(2/2)

3. 分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進

3 優先的検討の手続

二 対象事業

イ 対象事業の基準 (第3パラグラフとして追加)

(改定案)

また、単一分野の公共施設整備事業及び単独の公共施設等の管理者等による公共施設整備事業であって、次に掲げる事業費の総額又は単年度の事業費の基準に満たないものを行う場合においても、分野横断型PPP/PFI又は広域型PPP/PFIを推進することにより、これらの事業費の基準を満たすことになる可能性があることから、優先的検討の対象とすることが望ましい。

ロ 事業費基準の例外 (第3パラグラフとして追加)

(改定案)

また、単一分野の公共施設整備事業又は単独の公共施設等の管理者等による公共施設整備事業であって、優先的検討規程において優先的検討の対象として定めた事業費の総額又は単年度の事業費の基準に満たないものを行う場合においても、分野横断型PPP/PFI又は広域型PPP/PFIを推進することにより、これらの事業費の基準を満たすことになる可能性があることから、優先的検討の対象とすることが望ましい。

(3)多様な効果の評価の促進について

30年間続いたコストカット型経済から脱却し、「新たな成長型経済」へと移行する中、社会的課題を解決し、成長型経済をけん引する手段として、PPP/PFIを更に推進するとともに、民間事業者が適正な利益を得られる環境を構築する必要がある。

その方法の一つとして、費用減少以外のメリットを適切に評価することが挙げられるが、これに当たっては、地域人材の育成、地域産材の活用、地域企業の参画・取引拡大・雇用機会創出など地域経済・社会に対し民間事業者が創出する多様な効果を含めた総合的な評価を行う必要がある。

このため、優先的検討における簡易な検討及び詳細な検討の評価基準に多様な効果の評価を促進することを追記することで、PPP/PFIの更なる導入促進を図る。

アクションプラン（抜粋）

1. PPP/PFI推進に当たっての考え方

(1) 基本的な考え方

社会課題の解決と経済成長を同時に実現し、成長と分配の好循環の実現を生み出すことに貢献するものであることから、新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱としてPPP/PFIを推進していく必要がある。これからのPPP/PFIの推進に当たっては、30年間続いたコストカット型経済から脱却し、「新たな成長型経済」への移行に応じ、行政においては「歳出の効率化」、民間事業者においては「利益の創出」、住民においては「サービスの向上」という視点から推進していく必要がある。

2. PPP/PFIの推進施策

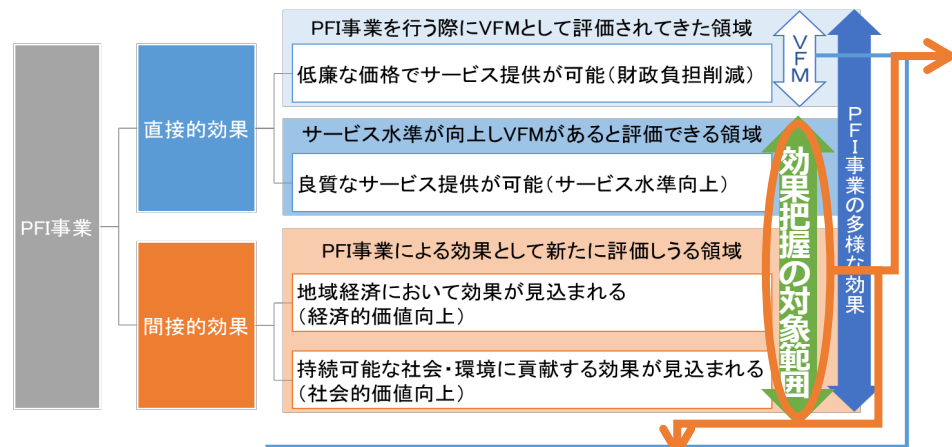
(2) 地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援

財政負担軽減のみならず、地域企業の参画や地域産材の活用、地域人材の育成などPFI事業等の地域経済・社会に対する多様な効果を適切に評価し、案件形成、事業者選定、契約履行等のあらゆる段階において事業化を進めやすい環境整備を行うことにより、ローカルPFIの推進を図る。

(参考)PPP/PFI事業の多様な効果に関する手引・事例集の策定(令和5年9月)

多様な効果手引・事例集の着眼点

- ・PFIは、これまで効率的・効果的な公共サービスの提供手法として、主に財政負担縮減（VFM）が重視される傾向。
- ・地域経済・社会に貢献するローカルPFIの確立と普及のため、財政負担縮減のみならず、**持続可能な地域・経済社会の実現に関する多様な効果の把握**し、PPP/PFI事業の**多様な効果を定量的に評価できる手引・事例集として整理**した。



	財政負担の削減	多角的効果
優先的検討	費用総額の比較	多様な効果の有無を把握
実施方針策定		関連する政策目標・上位計画を整理
特定事業選定	予定額に基づくVFM算定	解決したい課題に基づく評価軸や評価の着眼点を設定
公募要項公表		課題解決に効果を発揮する評価項目を整理(「ローカルPFI」を標榜)
官民対話		事業者視点からの評価項目の適正性について意見聴取
提案評価	契約金額に基づくVFM算定	評価項目ごとの評価指標を具体化し、事業者からの提案内容を評価
契約条件調整		提案時に事業者が示した目標値等の適合性確認やモニタリング指標の協議
モニタリング	実際のコストに基づくVFM算定	実施方針から一貫した評価軸によるモニタリング指標を用いてPFIの効果を測定※

※モニタリング指標は、事業期間中の事情の変更等により、適宜修正が行われることが想定される。

多様な効果の事例紹介

06

文教施設
複合施設

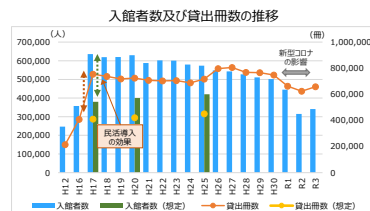
桑名市図書館等複合公共施設特定事業

(三重県桑名市)

桑名市は、中心市街地の活力低下が見られるとともに、教育文化施設、福祉施設等の老朽化・狭小化により多様化する市民ニーズへの対応が求められていた。本事業は、旧図書館と比較し規模が増大し人材確保が困難であったことから、運営業務を民間に委ねることで、多様なサービスニーズへ対応し専門性の高いサービス提供を行うことを目的にPFI手法を導入。有資格者数の増加や新技術導入により、想定を上回る入館者数、貸出冊数等の効果を実現、併設した独立採算事業のカフェも人気があり、中高生の利用も多いことから中心市街地活性化に寄与している。

PPP/PFI導入の効果				
VFM	特定事業選定時	5.5%~12.5%	契約時	22.0%
公共サービス水準	サービス・利便性向上	入館者数(図書館) 21万冊/年(H12)	従後	50万人/年(H30)
		貸出冊数(図書館)	従後	75万冊/年(H30)
		有資格者数	従後	司書21人(H30)
	迅速・柔軟な対応	図書等不明簿価率	従後	簿価総額 0.0304%(H30)
		開館時間の延長	従後	午前9時~午後9時
	行政職員の事務負担軽減	事務作業の軽減(図書館の運営、資料・備品等の購入・管理等)	従後	事業者が実施(規模増大・専門性への対応)
		地域雇用の創出(市内雇用者割合)	従後	スタッフの50%程度は地域雇用
経済的価値	地方創生	民間提案によるICT化、自動化書庫、自動貸出機の導入(カウンター業務の省力化、プライバシー保護に寄与)		
社会的価値	新たな政策課題	新技術の導入		

事業実施により実現した多様な効果の指標及び評価



事業概要	
事業主体	三重県桑名市
人口	140,134人(令和4年1月1日)
事業方式	PFI(BOT)、混合型
事業期間	32年(維持管理・運営期間 30年)
施設規模	延床面積 約8,150㎡
契約金額	約116億円(税別)
施設概要	中央図書館、中央保健センター(平成30年移転、地域コミュニティ局入居)、勤労青少年ホーム(平成27年廃止、入居センター入居)、多目的ホール、生活利便サービス施設、託児所、駐車場、駐輪場
S P C の構成企業	代表企業 鹿島建設(株) 構成企業 (株)佐藤総合計画、(株)図書館流通センター、セントラルリース(株)、積礼ビル管理(株)、(株)三重電子計算センター
事業経緯	平成13年6月 実施方針等の公表 平成13年11月 入札説明書等の公表 平成14年4月 落札者の決定 平成14年6月 契約締結 平成16年10月 供用開始



- ・**ローカルPFIの考え方**や多様な効果指標の指標連動方式への活用方法についても提示。

(3)多様な効果の評価の促進に関する改定(案)(1/2)

多様な効果の評価の促進

3 優先的検討の手続

二 対象事業

イ 対象事業の基準 (第2パラグラフ)

(現在の記載)

ただし、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められるかどうかの判断は、資金調達コストの差異のみで行うべきでなく、業務効率化による効果等を総合的に勘案して行うべきである。

(改定案)

ただし、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められるかどうかの判断は、資金調達コストの差異のみで行うべきでなく、業務効率化による効果や多様な効果を総合的に勘案して行うべきである。

ロ 事業費基準の例外 (第2パラグラフとして追加)

(改定案)

ただし、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められるかどうかの判断は、資金調達コストの差異のみで行うべきではなく、業務効率化による効果や多様な効果を総合的に勘案して行うべきである。

(3)多様な効果の評価の促進に関する改定(案)(2/2)

多様な効果の評価の促進

四 簡易な検討

□ 評価基準

(2) その他の方法による評価

(現在の記載)

公共施設等の管理者等は、(1)にかかわらず、公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる他の方法を定めることができるものとする。

(改定案)

公共施設等の管理者等は、(1)にかかわらず、公的負担の抑制に加えて、多様な効果の発揮につながることを客観的に評価することができる他の方法を定めることができるものとする。

五 詳細な検討

□ 評価基準

(現在の記載)

詳細な検討において、公共施設等の管理者等は、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(改定案)

詳細な検討において、公共施設等の管理者等は、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較するとともに、多様な効果も総合的に勘案し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(4)対象事業の基準の拡充について

以下の1)～5)の理由から、優先的検討の対象事業の基準が現状「事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業又は単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業」とされているところ、公共施設整備事業に係る事業規模が当該基準を下回る公共施設整備事業を行う場合に柔軟に設定できるよう修正することで、PPP/PFIの更なる導入促進を図る。

- 1) 人口の少ない地方公共団体ほど施設規模が小さく、事業規模が小さくなる傾向にあることから、人口の少ない地方公共団体に対して優先的検討規程の策定及び運用を促進するためには、この実態を踏まえる必要がある。
- 2) 優先的検討指針に掲げる対象事業の基準を下回る又は制限のない優先的検討規程が存在する。
- 3) 事業費10億円未満程度のスモールコンセッションを推進している。
- 4) 公的負担の抑制だけでなく、多様な効果による評価が必要である。
- 5) 複数分野の公共施設等の整備等を行う場合及び複数の管理者等による公共施設等の整備等を行う場合も考慮する必要がある。

(参考) 地方公共団体の優先的検討の事業費基準の事例

※人口は令和7年4月1日現在

- 「民間活用（川崎版PPP）推進方針」（神奈川県川崎市：人口約155万人）
 - ・施設整備・管理運営事業（ハード事業）については、金額や規模等で限定せず、原則すべての案件を優先的検討の対象とする。
- 「西東京市官民連携ガイドライン」（東京都西東京市：人口約20.8万人）
 - ・事業費の総額が1億円以上の公共施設整備事業（建設、改修等に限る）
 - ・単年度の事業費が2千万円以上の公共施設整備事業（維持管理、運営等に限る）
- 「会津若松市PPP/PFI手法導入優先的検討規程」（福島県会津若松市：人口約11.1万人）
 - ・事業費の総額が5億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
 - ・事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含む運営等を行うものに限る。）
 - ・単年度の事業費が5,000万円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

(参考)優先的検討規程策定 事例① (愛知県豊明市)

豊明市PPP/PFI手法導入優先的検討規程 (令和4年5月策定)

基本情報



愛知県の中央よりやや西部に位置し、名古屋市南部に隣接する豊明市は、緑豊かな自然環境と古い歴史に育まれながら、快適な居住環境を備えた名古屋都市圏の住宅都市として発展を続けている。

人口 67,768人 (令和7年4月1日現在)

PFI推進窓口部局 企画政策課

優先的検討規程策定に当たってのポイント

- 類似規模の地方公共団体へのヒアリング調査結果を踏まえて、豊明市の令和3～12年度の10年間で予定される公共施設の建替及び修繕更新費用(下表)をもとに、豊明市の特徴に沿った事業費基準を設定している。

表 豊明市における今後の公共施設の建替、修繕更新費用

事業規模	1億円以上	3億円以上	5億円以上	10億円以上
件数	3件	0件	1件	1件

(令和3年度PPP/PFI手法優先的検討規程策定・運用に関する調査検討支援業務 業務委託報告書より抜粋)

- 豊明市で実施する全ての事業(指定管理施設の更新を含む)において、民間活力の活用を検討できる余地を残している。

優先的検討の対象とする事業 (豊明市の優先的検討規程より抜粋)

第5条 次の各号に該当する公共施設整備事業を優先的検討規程の対象とする。

- (1) 民間事業者の資金、経営能力及び技術能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
- (2) 次のいずれかの事業費基準等を満たす公共施設整備事業
 - ア **事業費の総額が1億円以上**の公共施設整備事業(建設、製造又は改修を含むものに限る。)
 - イ **単年度の事業費が3,000万円以上**の公共施設整備事業(運営等を行うものに限る。)
 - ウ **その他優先的検討を行う必要があると判断**した公共施設整備事業

(参考)優先的検討規程策定 事例② (北海道中富良野町)

中富良野町PPP/PFI優先的検討ガイドライン (令和6年7月策定)

基本情報



北海道の中央に位置し、上富良野町、富良野市、芦別市、美瑛町と接する。主要産業は稲作を主体とする農業で、ラベンダー観光発祥の地として、年間約110万人の観光客が訪れる。

人口 4,430人 (令和7年3月31日現在)

PFI推進窓口部局 企画課 未来戦略係

優先的検討規程策定に当たってのポイント

- 優先的検討指針に沿って事業費基準を設定すると、該当する案件が少なく優先的検討規程の運用が形骸化するとの懸念があるため、今後予定する事業規模等を踏まえ、公共施設整備・維持管理運営事業の事業費基準を設定している。
- より多くの事業において、効率的かつ効果的にPPP/PFI手法導入の検討を行うために、公共施設整備・維持管理運営事業だけでなく、公有財産利活用事業についても規程を定めている。

優先的検討の対象とする事業 (中富良野町の優先的検討規程より抜粋)

第3章 1. 優先的検討の対象となる事業分野の範囲

公共施設等総合管理計画に基づく将来的な事業発案の中心となる分野を踏まえ、本町における優先的検討の対象となる事業分野は「①公共施設整備・維持管理運営事業」及び「②公有財産利活用事業」とする。

【公共施設整備・管理運営事業】

第4章 3. 優先的検討の開始 (ステップ1)

1) 優先的検討の対象事業

本町において、次表に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。ただし、下記の基準を満たさない事業であっても、**明らかに民間事業者の参入が見込まれる場合** (具体的に民間事業者の参入希望がある場合等) **で、PPP/PFIの効果が期待できるもの**については、導入の検討を行うものとする。

優先的検討の対象財産

① **事業費の総額が2億円以上**の公共施設整備事業 (建設・設計)

② **単年度の事業費が5千万円以上**の公共施設整備事業 (運営)

【公有財産利活用事業】

第5章 3. 優先的検討の開始 (ステップ1)

1) 優先的検討の対象財産

本町において、次表の基準に該当する未利用の公有財産を優先的検討の対象とする。ただし、下記の基準を満たさない事業であっても、**明らかに民間事業者の参入が見込まれる場合** (具体的に民間事業者の参入希望がある場合等) **で、PPP/PFIの効果が期待できるもの**については、導入の検討を行うものとする。

優先的検討の対象財産

① 3,000㎡以上

② 当面行政利用が見込まれない財産

③ 民間活用に支障がない財産

(4)対象事業の基準の拡充に関する改定(案)

対象事業の基準の拡充

- 3 優先的検討の手續
- 二 対象事業
- 事業費基準の例外

(現在の記載)

イの基準にかかわらず、公共施設整備事業の特殊性により、イの基準によりがたい特別の事情がある場合は、公共施設等の管理者等は、優先的検討規程において、対象事業を限って、異なる事業費の額を基準とすることができるものとする。

(改定案)

イの(1)に定める事業費の総額又はイの(2)に定める単年度の事業費の基準を下回る公共施設整備事業を行う公共施設等の管理者等は、当該公共施設整備事業(スモールコンセッションを推進する事業を含む。)であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められるものを、優先的検討規程において、優先的検討の対象とすることができるものとする。

ただし、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められるかどうかの判断は、資金調達コストの差異のみで行うべきではなく、業務効率化による効果や多様な効果を総合的に勘案して行うべきである。

また、単一分野の公共施設整備事業又は単独の公共施設等の管理者等による公共施設整備事業であって、優先的検討規程において優先的検討の対象として定めた事業費の総額又は単年度の事業費の基準に満たないものを行う場合においても、分野横断型PPP/PFI又は広域型PPP/PFIを推進することにより、これらの事業費の基準を満たすことになる可能性があることから、優先的検討の対象とすることが望ましい。